

令和2年第13回

荒川区教育委員会定例会

令和2年7月10日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和2年荒川区教育委員会第13回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和2年7月10日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
長 島 啓 記
坂 田 一 郎 |
| 4 欠席職員 | 教育長職務代理者
委 員 | 小 林 敦 子
繁 田 雅 弘 |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長
教 育 総 務 課 長
指 導 室 長
教 育 セ ン タ ー 所 長
生 涯 学 習 課 長
ふるさと文化館学芸員
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
津 野 澄 人
大 久 保 和 彦
漆 畑 研 太
野 尻 かおる
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

6 案 件

(1) 審議事項

議案第 2 4 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

- ア 荒川区立小学校児童における新型コロナウイルス患者の発生について
- イ 公立学校教職員の処分等について
- ウ 区議会定例会・6月会議について
- エ 令和3年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について
- オ 令和2年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について
- カ 伝統工芸技術短期現場実習支援事業(ステップ1)について

(3) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会、令和2年第13回定例会を開催いたします。

初めに出席者数の御報告を申し上げます。本日、3名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、長島委員、坂田委員、御両名にお願いしたいと存じます。

3月27日開催の第6回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、御確認をさせていただいたところでございます。本日、特に委員の皆様から御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 それでは、承認といたします。

4月24日開催の第8回定例会及び5月8日開催の第9回定例会の議事録を皆様にお送り、御覧いただいているかと存じます。次回の定例会で承認について、お諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について、事務局まで御連絡をお願いしたいと存じます。

本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日は審議事項1件、報告事項6件となっております。

初めに、議案第24号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について議題といたします。教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第24号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症に関する対応のため、通常の夏季休暇の取得期間は通常ですと7月1日から9月30日までとなっております。取得期間に夏季休暇が取得できない場合があり得ることを踏まえまして、今年度に限り、取得期間を拡大するものでございます。

改正内容でございます。夏季休暇の取得期間を、今年度に限り、10月31日までとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

長島先生、いかがでしょうか。

長島委員 今年度に限ってということですね。

教育総務課長 通常ですと、夏季休暇というのが7月1日から9月末までに休暇を取得できる

ものですが、今、旅行等での都外への移動が自粛されているので、期間を長くして、夏季休暇取得を促進するという形で、今年度に限ってこの規則を改正するものでございます。

教育長 坂田先生、いかがでしょうか。

坂田委員 特にありません。

教育長 特にないようであれば、質疑を終了といたします。議案第24号につきまして、御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 特にないようでございます。議案第24号につきまして、異議はありますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認め、議案第24号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決定といたします。

それでは、報告事項に移らせていただきたいと思います。

続いて、報告事項ア「荒川区立小学校児童における新型コロナウイルス患者の発生について」を議題といたします。学務課長が23区の特別区学務課長会の会長になっていまして、今日、会議が重なっていますので、欠席させていただいてございます。教育総務課長から報告させていただきます。

教育総務課長 「荒川区立小学校児童における新型コロナウイルス患者の発生について」でございます。本区の小学校におきまして、新型コロナウイルスに感染した児童が1名発生したため、報告するものでございます。

内容でございます。対象者。荒川区立大門小学校特別支援学級の児童でございます。御親族が新型コロナウイルスに感染いたしまして、7月6日に陽性が確認されたところでございます。

下が経緯となっております。3日から学校については欠席をしてございます。7月7日については、発熱がありましたので、また御親族が陽性となつてございましたので、児童につきましてもPCR検査を実施したところでございます。8日に児童が陽性と判明したところでございます。

2番でございます。当該学級の休止につきまして、大門小の特別支援学級、4クラスございます、全クラスにつきまして、また大門小の学童クラブ、にこにこすくーるにつきまして、7月9日から12日の間、休止をしたところでございます。その後、今現在、最新の情報といたしましては、7月16日までを特別支援学級及び学童クラブにつきましては、休業としたものでございます。

7月8日に大門小の保護者へメールをいたしまして、ホームページを公開、議員周知をし

たところでございます。

保健所におきまして、濃厚接触者の特定を実施中となっておりますが、実施が先ほど終わりまして、人数が確定したところでございます。今現在、特別支援学級の児童が21名、特別支援学級の教員が10名、合わせまして31名。学童クラブの方が、児童が61名、指導員等が8名、計69名。全体でちょうど100名が濃厚接触者となっております。その方につきまして、資料では実施予定となっておりますが、13時45分から大門小の学童クラブで本日が特別支援学級の児童、及び学童クラブの一部の児童について本日実施をいたしまして、明日残りの学童クラブの児童について、PCR検査を大門小で実施をする予定となっております。

参考でございますが、小学校の概要でございます。大門小は野澤一代校長でございます。児童数については、全校で231名という形で、教員も含めると、学校の3分の1ぐらいが16日まで休業という形になっているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ、長島先生。

長島委員 学校の児童生徒から感染者が出た場合に、臨時休業期間、この場合でしたら当該学級の休止ということですが、その期間について、最初これを見たときに、9日から12日で、状況によって延長する場合があるという書き方だったので、感染者が出た場合に、どのぐらい臨時休業期間を取るか、目安というか、基準があったような気がしたのですが、そこら辺説明をお願いしたいです。

教育総務課長 御説明申し上げます。先ほど申し上げましたように、当該児童が通学をしていたのが7月2日まで。3日から学校はお休みをしてございました。7月8日に当該児童が陽性と確定しまして、学童クラブ及び特別支援学級の濃厚接触者を判定するのが、どのぐらいなのかと保健所と相談をいたしまして、当初から2週間を想定してしまいますと、過度な休校になってしまいますので、まず濃厚接触者について確定をするために、当面その週、日曜日を含めて12日までと設定をしたところでございます。

その後、濃厚接触者が昨日確定をいたしまして、その児童が通っていた2日の次の日から14日間ですので、16日までが休業、ちょうど2週間という基準でございます。

児童及び教員につきまして、濃厚接触者になりますので、陰性であっても2週間は自宅待機。ほかの学童クラブに行っていない特別支援学級以外の児童については、今現在は通学が可能でございます。先行した違う区の例を見ますと、全校休業という形にしますと、2週間で学力の遅れがかなり進んでしまうというので、私どものところでも、リスクとの勘案でござ

ございますけれども、濃厚接触者以外につきましては、極力学力の方を優先するという形で対応を取ったところでございます。

長島委員 2週間というのが頭に残っていたので、最初の12日までというのはちょっと違うのかなと思ってお聞きしました。今、説明を聞いて納得しました。どうもありがとうございます。

教育長 坂田先生、いかがでしょうか。

坂田委員 これは支障があれば、答えていただく必要はないのですが、3日から欠席されていたということは、可能性があるのですが欠席されていたということなのですか。

教育部長 実は身内の方で、PCR検査を受けていらっしゃる方がいまして、それを踏まえて、3日から児童はお休みしているという状況でございます。

ちなみに児童の方は3日に発熱という症状もありましたので、それもあって、お休みをして、なおかつもう濃厚接触者というのは分かっておりましたので、PCR検査をしていたという状況です。

坂田委員 そうということとしては、最善の措置といえますか、皆さん最良の行動をされたということだと思えます。

教育長 今、教育部長から御説明させていただいたように、保護者の方も速やかに学校に御連絡いただいて、御親族の結果が出るまでは休ませますということで対応していただいたので、この期間で対応ができることになりました。

坂田委員 そのような御配慮は、非常にありがたいことです。

教育総務課長 補足をさせていただきますと、これまでも児童が具合が悪いときには、登校を控えてください。併せて、家族等でPCR検査を受けた段階で登校を控えていただく。そして、学校の方に連絡をしてくださいというのをこれまでも情報配信などで言ってございます。あくまでも御本人からの申告なので、なかなか行き渡らないところがありますけれども、先日も校長会で再度お願いして、少しでも感染の確率が少なくなるように、リスクが少なくなるように周知をしていたところでございます。

坂田委員 これはこれでいいのですけれども、たびたび申し上げているように、こういう情勢下で、教育環境が正常に実施できるような教育環境が保てるかどうかというのは、非常に不確定な状態になっています。

それを補う方策はリモート、オンラインしか方法がありませんので、前回も申し上げましたけれども、この休止期間中のリモート、オンライン利用の実績について、よく検討して、次にやむを得ずそういうことになった場合は、どういう方策を取ったらいいのかということを用意しておくことが必要ではないかと思うのです。それ以外に子どもたちの学びを確実に

継続できる方法はないのではないかと思います。

幸いそれを利用する機会がなければそれはよかったということですがけれども、きのうも感染者が200人を超えてきていますので、決して予断を許さない状況ではないかと思います。

教育総務課長 昨日の校長会では、まだ感染者が判明する前でしたけれども、坂田委員のおっしゃられたように、対面授業とともに、ICT、いつどこで出るか分からないという形で、同時に準備をするよう校長会の説明をしたところでございます。

実際に出た場合についても、最低限でもホームルームなどはまずすぐに始めるよう話しました。当該児童についても、今、対応しているところでございます。その後の教育の確保については、指導室で一定の取りまとめをしましたので、指導室長の方から今の方向性をご説明します。

指導室長 今の大門小の方向性につきまして。ICTの情報主任がちょうどこの特別支援学級の担任ということで、校内ではZoomの研修はできないということで、今日午前中に指導主事を派遣しまして、副校長にZoomの研修を行ってまいりました。来週からは使えるように取り組んでいるところです。また、先日の補正予算で、家庭学習支援ソフトを購入させていただきましたので、その活用ということで、学校は、今、考えております。

坂田委員 当座、Zoomは朝礼とかに活用して、教育についてはソフトで、ある程度固まったものでやるということかなとは思っています。

実は東京大学では、普通の時間帯、普通の長さ、オンラインで授業をしているのですが、子どもたちにとってみると、ずっと動画を見ているというのは長過ぎるかなと思っていますし、社会にあるものを見ていると、もっと短い単位の動画を作っておられて、それは幾つ見るかは子どもたちによっても違うと思いますので、それはいいと思うのですが、短く区切ったものを用意しておいて、自分に合ったものを見る必要があると思うのです。普通の授業と同じようにやるというのは、多分子どもたち向けには適当ではないと思います。そういう準備が整うのにやはり時間がかかると思いますので、今、おっしゃったように、例えば教育ソフトみたいなものを用意しておいて、まずはそれでというのがいいのではないかと考えます。

教育長 坂田委員が御指摘いただいた件については、大門小学校は大変な状況ではありますけれども、この機会にぜひICTの活用を積極的に図るという試金石にもさせていただければ思っております。

坂田委員 極端な話、学校は大変なので、連絡は学校が取るとは思いますが、準備は例えば場合によっては、OBの先生方をお願いをすとか、学校に負担かけないような方法も準備できるのではないかと思います。

指導室長 お話ありがとうございます。どのように今後の第2波、3波に向けて、取り組んでおくか。教員の負担もなく、そして子どもたちの学びの機会を確保できるのかというのを、改めて検討してまいりたいと思っています。まずはZ o o mを活用しながら、進めていきたいと思っております。

坂田委員 この場でもよく議論が出ますけれども、教員の方々の負担も平常時でも既にかなり重くなっている状況下なので、あまり過度なものが乗っかると、学校運営自体が難しくなってしまうという懸念があると思います。

したがってこういう環境下では、やはりOBの校長先生とか、そういう先生に教育の中身の方は手伝ってもらうとか、いざというときには手伝ってもらえる体制を取っておいて、学校の負担とは別に、学校は緊急対応に専念して、そういう先生方に教育内容を見てもらうとか、校長先生は緊急対応を対応していて、教育の中身の整備の方は、そういうOBの先生にお願いをすとか、何かやはり教員の負担が限界を超えないように、そういうことが必要ではないかと思えます。

指導室長 ありがとうございます。参考にさせていただいて、やっていきたいと思えます。

教育長 感染の発覚直後から指導室や教育センターも学校に支援に入っていますので、ただいまの学習支援についても、事務局からも学校に支援を強化していきたいと思えます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 この件については、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項イ「公立学校教職員の処分等について」ですが、人事に関する案件でございますので、会議を非公開として、報告を受けたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議がないものと認め、本件については会議を非公開といたしますので、一度委員会を閉めさせていただきます。事務局側説明者を除き、退室をお願いいたします。

[退室]

[入室]

教育長 続きまして報告事項ウ「区議会定例会・6月会議について」を議題といたします。教育部長お願いします。

教育部長 今回の6月会議でございますが、7人の区議会議員の方々から、全部で16問。今回非常に多く質問が出ております。ほとんどが新型コロナウイルスに関連するものばかりでございます。1問くらい違う質問もあるのですがけれども。

では、お一方ずつ御報告させていただきます。

まず、自民党の北城議員から2問の質問を頂いてございます。

1問目が新型コロナウイルス感染症対策についてという中で、教育関連の対策のうち、学習の遅れの解消について、今回の臨時休業に伴います学習の遅れを丁寧に解消していくべきであろうと。併せて必要であれば、教員の負担を軽減するためにも、教職員をサポートする人材の確保に努めて、しっかりと対応していくべきだろうという御質問でございました。

答弁につきましては、中段以降のところから御覧いただければと思いますけれども、まず教育委員会といたしましては、校長会と連携しながら、夏季休業の短縮ですとか、学校行事の重点化・省力化を進めるとともに、またさらに時間割の工夫ですとか、学習指導計画の見直し等を図ることによりまして、授業時間の確保に、今、努めているところであると答えました上で、今後は必要に応じて学習面での人的支援を進めながら、あらかじめ寺子屋ですとか、補習学習、家庭学習等も組み合わせて、しっかりと対応していくという形で答えてございます。また、提案されておりました教職員のサポートにつきましては、スクール・サポート・スタッフですとか、副校長の事務補佐、こういったものを活用しながら、さらに感染予防のための消毒作業については委託をするなど、教員負担軽減に向けて取り組んでまいりますという内容で答えてございます。

2問目でございます。同じく新型コロナに関わりまして、こちらではICT環境を早期に整備するべきだろうということと、その効果的な活用についてという御質問でございます。具体的にはタブレットパソコンの1人1台体制を早く実現するべきという内容でございます。

これに対して答弁でございますけれども、現在パソコン1人1台につきましては、緊急補正予算を活用して、環境整備に取り組んでいると答えた上で、ただタブレットパソコンメーカーで、今、品薄の状態にありますという御説明をして、1日も早く実現できるように全力で進めてまいりますと述べております。

併せて、活用につきましては、双方向授業の実施ですとか、ビデオ通話ソフトを使用したオンラインホームルームの実施など、ICTを効果的に活用してまいりますということと、経済的な事情でインターネット環境がない家庭につきましても支援する制度の創設について検討していくということで答えてございます。

それから、2人目でございますけれども、公明党の増田議員から2問御質問がありました。こちらコロナウイルスの第2波に備えての学校でのICT環境の整備ということで、まず1問目で、ICT活用を推進するために、ICTの支援員を充実すべきという御質問でございました。

これにつきましては、下のところに最後の方に書いてございますように、子どもたちの教

育環境のさらなる向上を目指して、オンライン学習や動画コンテンツ作成など、教員のICTスキルの向上に向けた支援も行うなど、ICT支援員の更なる活用に向けた環境整備の充実に努めていくということでお答えしてございます。

2問目につきましては、同じくICTの活用なのですけれども、こちらでは不登校対策にもICTは有効であるので、さらに活用するべきということでした。

増田議員の質問の中にもあったのですが、ある学校ではオンラインのホームルームに不登校の子どもが参加いたしまして、ホームルーム終了後に担任と1対1でじっくり話し合うといった事例がありまして、これを受けてICTの活用が不登校対策にも有効な手段であると改めて認識したということで、まずお答えさせていただいてございます。

併せまして、これとは別に教育センターにおきまして、5月末からビデオ通話によるオンライン相談を開始しているという内容を御説明した上で、教育委員会としてはオンライン相談に加えて、今後学校と児童生徒とのオンライン面談導入を検討するなど、ICTも積極的に活用しながら、不登校対策のより一層の充実に努めていくという内容でお伝えしてございます。

次は、共産党の横山議員から4問、御質問がありました。

こちらは学校における子どもの学びの保障についてということで、まず1問目で、40人学級編制では「身体的距離の確保」の実現が不可能だろうということで、これについての教育委員会の見解を問うというものでございました。

答弁といたしましては、文科省によるマニュアルでは、1メートル空けるということを推奨しているのですけれども、これはあくまでも目安であって、文科省としてもそれぞれの施設の状況に応じて柔軟に対応することとしてございますという内容を御説明した上で、各学校においては、健康観察の徹底をはじめ、手洗いの励行ですとか、マスクの着用、それから教職員による消毒作業を徹底していると説明し、今後も感染症対策に万全を期していきますということでお答えしてございます。

2問目が、感染症予防対策のため少人数学級編制を行うべきと。要は少人数学級編制をすれば、距離も確保できますし、分散登校をしなくても済むのではないかという内容の御質問でございました。

これにつきましては、最後のところを御覧いただければと思うのですけれども、感染症予防対策に当たっては、学級編制にかかわらず様々な工夫を凝らしながら、その時々に応じた柔軟な対応を図っていくということで答弁してございます。

3問目が、少人数学級編制を展望し、区として学習指導員やスクールカウンセラーを増員することと、特に小学校の低学年それから30人以上の学級については、人員の増配置が必

要ではないかという御質問でございました。

これにつきまして、答弁の内容ですが、小学校低学年の学習指導の充実につきましては、算数・国語大好き事業を展開することによりまして、小学校1、2年生になりますが、チーム・ティーチング方式により、手厚い指導を行っております。またそれ以外になりますが、小学校3年生以上の算数、それから中学校の数学及び英語の授業においては、習熟度別少人数授業を展開してきめ細やかに対応をしてございます。また、教育相談ですけれども、これにつきましては、都それから区のスクールカウンセラーによりまして相談体制の充実を図っており、今後も都の施策を有効に活用しながら子どもたちの学びの環境の充実に努めてまいりますと答弁させていただきました。

その次。横山議員、最後ですけれども、詰め込みではなくて、学習内容の選択、精選をしっかり行って、子どもたちがしっかり学べる環境を教員の自主的な取組で具体化することということで。要は、長期の休校の遅れを取り戻すために詰め込みしないでくれという内容の御質問でございました。

これにつきましては、まず学校の長期にわたる臨時休業を踏まえまして、教育委員会としても校長会と協議を重ねながら、夏休みの短縮ですとか、行事の精選によりまして、授業時間を捻出するとともに、学習指導計画の見直しをするなど、児童生徒や教員に過度な負担がかからないように配慮しながら、今年度内に習得すべきカリキュラムを終了できるよう努めておりますと答弁した上で、今後も、児童生徒はもとより、学校及び保護者等の意向も十分踏まえながら、子どもたち一人一人の学びの保障に努めてまいりますと答弁してございます。

その次。同じく共産党の斉藤邦子議員から1問、質問がございました。

こちらは、学校の給食費に関する質問でございまして、1学期の給食費は無償にするべきであると。また、休校中、この期間の就学援助世帯については、昼食費相当分の支給を行うべきだという御質問でございました。

これにつきましては、まず学校給食費については、学校給食法に基づいて、食材の費用分について保護者に負担いただいておりますと御説明をした上で、また経済的に困窮している世帯については、就学援助で支援をしておりますし、さらに今回のコロナの状況を鑑みまして、経済状況が急変した家庭については、丁寧に聞きとりながら、その家庭の状況に配慮した対応をしておりますということで説明をし、さらに給食費相当分の支給につきましては、現在既に生活保護世帯については、教育扶助費として学校給食費相当分の額が支給されております。さらに国の定額給付金ですとか、区独自の取組なのですけれども、対象児童生徒1人当たり1万円分のクオカードを支給するなど、各種支援を行っているというところで御説明をさせていただいてございます。

続きまして、民主ゆいの会の清水議員から質問1問ございました。

こちらでは、教員の負担軽減ということで、コロナウイルス感染防止のために消毒ですとか、体温チェックなど、これまでなかった負担が教員に生じているだろうと。これについては、人材を増やして対応をしてもらえないかということで質問がございました。

これにつきましては、長期にわたる学校休業による学習の遅れを取り戻し、落ち着いた学校運営を行うためには、教員の負担を軽減して、子どもたちと向き合う時間ですとか、授業の準備に充てる時間を確保することが必要であると、教育委員会でも考えていると述べた上で、今後はスクール・サポート・スタッフの活用ですとか、消毒作業を委託するなど、いろいろな方策を講じることで負担軽減を積極的に進めてまいりますということで答弁してございます。

続きまして、維新・あたらしい党の山田議員から。こちらは4問、質問がございました。

まず、学校における、校庭や体育館の利用対応についてということで、具体的に申し上げますと、緊急事態宣言が出るような場合であっても、校庭や体育館を開放して、子どもたちが体を動かせる環境を整えてもらえないかという内容でございました。

答弁では、今回の新型コロナウイルスの対応で、学校が休業になるということで、校庭や体育館についての貸出は中止しておりましたけれども、学校再開を踏まえて、7月には校庭、8月の夏休みに入った頃から体育館についても、順次貸出しを再開する予定ですということの説明させていただいた上で、施設の利用者については、再開に当たって感染予防対策を十分にお願いさせていただきますという内容で答弁してございます。

今後も緊急事態宣言等出る可能性がございますが、その場合は再度貸出しの中止の判断をせざるを得ない事態が生じるだろうという中で、ただその判断に当たりましては、学校施設がまず児童生徒の学びと生活の場であるということを最優先に考えさせてもらいながら、可能な限り区民の皆さんが利用できるように検討してまいりますということで答弁してございます。

山田議員、2問目でございますが、臨時休業を終えて、学校を再開するに当たっては、ステップアップ期間を考慮する必要があるだろうと。また、その後の教育活動については、学習だけではなくて、運動についてもしっかりと取り組んでもらえないかという内容でございました。

これにつきましては、答弁の中で、たしかに学校再開後の児童生徒の様子を見ますと、生活面で少なからず何らかの影響を受けていることが見受けられるという内容でお答えした上で、教育委員会としても、臨時休業期間の影響を考慮しながら、やはり学校生活に慣れる助走期間が必要であると考えておりますということで答えました。その上で児童生徒一人一人

の状況を丁寧に把握しながら、学習活動をはじめ、前向きに学校生活を送ることができるよう十分に配慮しておりますということで答弁してございます。

あと運動面につきましては、実は今月とこちらには書いたのですが、6月の校長会において既に児童生徒の体力についても十分に配慮するよう周知してございます。今回のコロナの状況を受けて、文科省の方では、例年実施している体力に関係する調査を中止しているのですが、区としては、調査項目を絞った形にはなりますけれども、10月に実施をさせていただきます。その上で今後も児童生徒の体力等の状況を丁寧に把握しながら、運動能力の向上に努めてまいりますという内容で答弁してございます。

山田議員の3問目が、幼稚園における幼児運動講習や体力測定実施に向けた取組についてということで、実は今年度山田議員が注目されております大学教授の方をお招きして、区立幼稚園で研修会を予定していたのですが、コロナで中止になっております。この中止した研修会について、どうするのだという内容と、あと幼稚園児の体力測定に取り組むべきだという内容で質問をいただいております。

これにつきましては、まず研修会ですが、研修会は改めて実施に向けた調整を行ってまいります。また、園児の体力測定につきましては、学校では先ほど答弁した文科省の調査があるのですが、幼稚園にはそういった調査がありませんという内容で説明した上で、ただ、それに準じた形でといいますか、それに類する内容ということで、例えば体力測定の種目を運動遊び等に取り入れるなど工夫をしてまいりたいという内容で答えてございます。

さらに私立幼稚園ですとか、保育園につきましても、これまでも体力増進に取り組んでいるとした上で、区全体として、今後も幼児の運動習慣の確立ですとか、体力向上に向けて、様々な知見を取り入れながら、積極的に取り組んでまいりますという形で答えてございます。

山田議員、最後でございまして、コロナ禍における幼稚園・学校教員の支援についてということで、こちらはどちらかというと、心の関係の支援になってございます。ここもしっかりとやっていくべきだろうという中で、各幼稚園ですとか、学校へ定期的な訪問をしっかりとやっているのかという御質問でございました。

これにつきましては、まず教育委員会としては、労働安全衛生法に基づいて、毎年、教職員のストレスチェックを実施して、場合によっては、臨床心理士、産業医、精神保健福祉士などに相談できる相談窓口を設置して対応してございます。各園、各学校の訪問につきましては、今、指導主事が7名教育委員会にいますけれども、この指導主事が幼稚園・学校を訪問して教職員とのコミュニケーションを図っている。さらにスクールカウンセラーなど専門家による助言等を行っているほか、スクール・サポート・スタッフですとか、部活動外部指導員の配置、校務支援システムの導入などによって、教員の負担軽減に向けた取組を行ってお

ります。今後も教職員の支援については、引き続き適切に対応してまいりますという形で答えてございます。

その次が、維新・あたらしい党の夏目議員からで2問、質問がございました。

1問目は、今回のコロナも踏まえてなのですけれども、学校でのタブレット教育というところで、オンライン授業を積極的に推進してもらえないかという内容でございました。特にビデオ会議ソフトの活用というところで具体的に質問を頂いてございます。

答弁といたしましては、臨時休業期間中においては、学校のホームページを介した学習計画表や教材のダウンロード、学習動画を視聴できる環境を整えるなど、ICTを活用して学習面のサポートを行っております。さらに必要な家庭にはタブレット端末ですとか、ワイファイ・ルーターの貸出しを行ってまいりました。各学校においては、オンラインホームルームですとか、オンラインによる学習指導も行ってきたところであるというところでお答えをさせていただいて、今後につきましては、児童生徒のタブレット端末の習熟を図りながら、また教職員のスキル向上に向けた研修も行いつつ、臨時休業の際には、ビデオ会議ソフトを活用して、児童生徒の健康状態の把握ですとか、学習の保障につなげていきたいということで答えてございます。

夏目議員、2問目でございます。こちらはコロナとはちょっと関係がありませんが、情報モラル教育の実施についてということで、先にごございましたテレビ番組に出演していました女子プロレスラーの方が、SNSによる誹謗中傷によって亡くなったという事例を踏まえまして、改めて学校で情報モラル教育をやってもらえないかという内容の御質問でございます。

これにつきまして、答弁でございますが、各学校においては、セーフティ教室を開催して、警察等と連携しながら、インターネットやSNSの正しい使い方等について学習する機会を設定したりですとか、あるいは小学校1年生から中学校3年生まで道徳の授業において、情報モラルに関わる内容について継続的に学ばせております。学校ごとにさらにSNSルールを策定して保護者に周知するほか、各家庭でも情報モラルのルール作りを行うよう保護者や児童生徒に促すなど、情報モラル教育に積極的に取り組んでおりますという説明をした上で、今後もより一層充実に努めてまいりますという内容で答弁をさせていただきます。

以上でございます。

教育長 数多くの御質問、そして質問に対応した答弁をさせていただいたところでございます。

本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。どうぞ。

坂田委員 全体を通して、タブレットパソコン、Wi-Fi、それから教育用ソフトの配備など、これまで取り組んできたリモート化・スマート化というのは、教育効果ということだけではなくて、先ほど指摘もあった心のケアであるとか、それから学校に来ることが難しいよ

うな子どもたちに対して教育を届けるとか、そういった今の言葉でいうと包摂性、片仮名でインクルーシブという目的でも、重要な取組であるということだと認識しています。

それが今回の新型コロナの中で、フィジカルなディスタンスをしながら教育を限定的ですけれども支えるということに役立ったのではないかと考えています。

同時に、物理的に対面で会う時間というのをどう使うかということも我々は考えていく必要があって、御指摘の中でいうと、心のケアであるとか、それから体力作りがあります。これからは物理的に接触する時間は、これまで我々が当たり前だと思っていたものが、貴重な時間だと考えて、それを有効に使っていくことをもっとよく考えていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

教育長 大久保所長、今の坂田先生の御意見を踏まえて発言してください。

教育センター所長 センターの方でも、子どもの関心を引くようなオンラインの活用を進めたりしております、いろいろなアイデアが出てきております。引き続き、いろいろどう使っていくかを工夫してまいります。例えば、オンラインを非対照的に、子どもは相談を受けてくれる大人の顔を見て相談したいけれども、自分の顔が見られたくないということが出てきて、そういう使い方は、直接会っているときにはできないのですけれども、オンラインにならではのよさというのでしょうか、そういうものを、今、試してみようかと考えてございます。

坂田委員 そうですね。

教育総務課長 先ほどの答弁の中にも入っていた例がそうなのですが、Z o o mでホームルームを小学校がやったところ、今まで登校したことがない子がずっと画面に映らずいたのだそうです。そのホームルームが終わって、終了したら、ほかの子どもたちがみんな退席をしたところで、親御さんと一緒に初めて顔が映って、そこから始まったというので、確かにそういう不登校対策についても、有用な視点があるというのが、改めて分かったところでございます。今後、そういった活用も含めて、センターと連携して実現していきたいと思えます。

坂田委員 良い面と悪い面がもちろんあって、Z o o mでは五感の中で見ると聞くは使えるのですが、その他の人間が持っている感覚というのは、オンラインでは実は使えないところがあると思うのですね。したがって良い面と悪い面がやはりあって、良い面を活用しつつ、それでは限界のある部分を対面の貴重な時間を使って、重点的にそういうことに時間を配分するということでしょうか、そういうことが必要ではないかと思えます。

教育部長 対面という意味では、教育センターの方も、やはり直接相談にいらっしゃる方もお

りますので、そういった方と対面するに当たっては十分な距離を取るですとか、換気するですとか、そういうところはしっかりやってございますし、これからスクールカウンセラー等が学校を巡回するですとかありますので、そういった場面でも、感染防止というところで、当然マスクはしますし、必要があれば、フェイスガードも用意しようかという議論もしておりますので、そういったこともしながら、対面についてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

教育長 長島先生、どうぞ。

長島委員 答弁の中でスクール・サポート・スタッフの活用というのは、何力所か出ていたのですけれども、これは国の予算というか、補助金か何かついたのでしたか。

指導室長 国から補助は出ております。それを活用して、荒川区で全校配置をしておりますが、あと7校、人が見つからない状況があります。

教育部長 補助の割合としては、10分の10ですので、今、全額補助してもらえるとこの形でやっています。

どこの自治体も、人員をどう確保するかというところがネックになってございまして、荒川区はマザーズハローワークというのが日暮里の方にあるのですけれども、そことタイアップして、そこに登録されている、言うなればお母さん方にパソコンの教室ですとかやっているのですけれども、そこでいろいろ働きかけをしていただいて、希望者をそこで募っていただいているという形でやっております。ですので、今、7名まだ見つからないのですけれども、比較的に見つかるほうかなとは思っております。

教育総務課長 補足しますけれども、実は7名の方というか、その前に決まっている方もいらっしゃるのですけれども、このコロナの関係で御自身のお仕事だとか、そういうので御辞退をされる方もいらっしゃいました。ただ、スクール・サポート・スタッフにつきましては、休業期間についても実際に勤務をしていただいておりますので、学校としては、休業期間も含めて、かなり負担軽減にはなっております。今後も先ほどのマザーズハローワークですとか、ハローワーク、また学校の関係のところでも、今、声をかけて、国で予算枠があって、東京都の方でも限度があるので、全校分らないかもしれないという、最初の内示だったのですが、いざ手を挙げてみたら、荒川区全部保証をいただいたので、何としても全校分配置をしたいと考えています。

教育長 先ほど坂田先生からお話がありましたように、先生たちの負担軽減も含めて、外部の人材確保という意味では、スクール・サポート・スタッフやICT支援員の充実や、ボランティアとしてのPTAの方たちの御協力も頂きながら、この危機的な状況を乗り越えていく、そういったことで学校を支援していきたいと思っております。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

教育長 それでは、続きまして、報告事項「令和3年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について」を議題といたします。教育総務課長。

教育総務課長 学務課の案件ではございますが、私から説明をさせていただければと思います。

令和3年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施についてでございます。

内容については御覧いただければと思います。まず、受入可能数の設定の基本的な考え方でございます。区立小中学校全校を対象に希望する学校を選択するという学校選択制を実施するものでございます。

小学校につきましては、隣接区域選択制。隣り合っている区域だけだったら選択をできます。間に1校挟んでいるのはできませんという制度でございます。中学校については、全区域で自由選択制となります。

普通教室と普通教室へ転用できる教室の総数などを就学の動向などと勘案しまして、受入れ可能な学級数、教室数を設定して、人数を考えたものでございます。

受入れ可能数につきましては、通学区域の転入による入学者。年度の当初から途中で入学を想定するため、一定の割合を減じた人数でございます。

汐入小学校及び第三中学校につきましては、汐入地区の住宅開発によりまして、通学区域内の児童・生徒がまだ多い状況が続いてございますので、通学区域外からの受入れについては、制限をさせていただく形になります。ただし、汐入小学校と第三中学校の通学区域に在住の児童・生徒が違う学校を選ぶのは、可能となっているところでございます。

その下が受入可能数でございます。御覧いただくように、学級の人数が35人が基準でございますので、転入する相当分2を減らす形で33の倍数となっております。一部第三瑞光小学校ですとか、赤土小学校については、4教室でございます。人数調整してございますけれども、基本的には2名程度の転入を見込んでいるところでございます。中学校についても同じような考え方を取っているところでございます。

裏面でございます。学校選択制度の具体的な実施内容でございます。

通学区域内で自分の通学区域の学校を選択した場合については、全員が入学できます。受入可能数を超える希望があって、受け入れることが難しいと判断した場合については、通学区域外からここを希望した者について、公開の抽選により入学を決定するものでございます。抽選に外れた場合については補欠登録をいたしまして、補欠登録が例えば私立の入学等で、欠員が生じまして、繰り上がって入る方もいらっしゃいますけれども、最終的に繰り上がらない場合については、自分の区域の学校に通学をしていただく形になります。

今後の予定でございます。7月15日の文教・子育て支援委員会に報告いたします。10月31日に希望校の申込みを締め切りまして、それで希望校が超過をしている学校については、12月7、8日で公開抽選を行ってまいりたいと思います。2月15日に小学校の繰上げの最後、私立の小学校の入学などを考慮してございます。3月1日が中学校の最終繰上げで、ここで小中とも基本的には通学校が決定する形でございます。

通常ですと、5月に学校公開週間などを行ったところなのですが、今年度はそれができなかったものですから、2学期が始まります8月下旬から10月末、締切りの直前までの間で、各学校で感染症に十分配慮しながら、学校公開及び説明会を実施したいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

特段、例年と大きくは変わっておりません。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 本件については以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項オ「令和2年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について」を議題といたします。それでは、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 令和2年度荒川区登録・指定文化財候補について、荒川区文化財保護審議会へ諮問することにつきましての御報告でございます。

審議会の日時につきましては、本年7月31日の11時からを予定してございます。

次に、諮問事項についてです。諮問事項については、荒川区登録文化財につきましては、ここに記載しております有形文化財が3件、無形文化財が1件。次に、荒川区の指定文化財につきましては、こちらに記載しております無形文化財が1件となっておりまして、本日詳細につきましては学芸員の野尻が来ておりますので、野尻から説明を差し上げます。よろしく申し上げます。

ふるさと文化館学芸員 それでは、野尻から登録・指定文化財の候補についての概要を説明させていただきます。資料は、文章の資料と、写真の資料がございますので、併せて御覧ください。

まず有形文化財、歴史資料。1件目ですが、「妍齋落齒塚の碑」（けんさいおちばつかのひ）と読みます。西日暮里三丁目の養福寺の境内にございます。俳諧の談林派という派がありますが、この談林派に属します俳人の島津富の抜け落ちた歯を埋めた塚の碑でございます。寛政9年（1797年）10月に妍齋の願いで、門人の得器が、談林派の梅翁花尊碑がある養福寺に建立したものでございます。ちなみに妍齋は同年12月に死去しております。

続きまして、有形文化財、歴史資料。「梅翁花尊碑標石（寛政八年三月銘）」でございます。同じく養福寺の境内に立っております。写真を見ていただきますと、境内の門のそば、外に標石として建っているものです。寛政8年に梅翁花尊碑の標石として建立されました。発起人として談林派の一陽井（谷）素外、証人として新堀村の檀家田戸長右衛門他の名が刻まれております。「談林派歴代の句碑」。これは平成4年度に区の指定文化財になっているものですが、建立の経緯を記しました「俳諧梅乃万都利」という史料にもこの石碑のことが掲載されています。区指定文化財の「談林派歴代の句碑」に追加することも検討しながら先生方に御審議いただこうと考えております。

続きまして、有形文化財、歴史資料。「養福寺髷石の碑」（しきいしのひ）と読みます。寛政十年冬銘。養福寺の仁王門から客殿までの敷石を敷設したことを記念して、寛政10年に建立した石碑でございます。先ほど申し上げました「俳諧梅乃万都利」にも掲載されておりました。こちらも「談林派歴代の句碑」との関連性も検討しながら調査を行う予定でございます。

以上3件が有形文化財の候補です。

続きまして、無形文化財、工芸技術ですが、彫金、田村尚子さん。号を「北東尚呼」（あいなおこ）と読みます。西日暮里一丁目にお住まいで、昭和45年のお生まれで、今年49歳になります。富山県高岡市出身で、高岡短期大学専攻科産業造形専攻を修了。高岡では北光生（現代の名工）、それから伝統工芸士でもあります佐野宏行に師事し、その後東京藝術大学の大学院に進学いたしまして、彫金を専攻いたしました。修了後、平成12年より江戸時代の初期から続く彫金の一派で、柳川派の流れを汲みます桂盛仁（人間国宝）に師事しました。平成21年に現在地に転居してきまして、アクセサリー類や香立て、香合などを彫金の技術で製作しております。ちなみに先だって繁田先生がお求めになったねずみの香立は田村さんの作品でございます。

以上が登録文化財の候補になります。

続きまして、指定文化財、無形文化財、工芸技術。漆塗の角光男さんでございます。昭和22年の生まれで、今年で73歳になります。西尾久四丁目にお住まいで、こちらの工房でお仕事をされています。角さんは、福井県武生市出身でして、高校の在学時代、夏休みに西尾久にあったお姉さまの御主人、加藤敏明さんの漆器の製造工場に手伝いにいらしていたそうです。高校卒業後、上京して本格的に加藤氏に師事いたしまして、技術を修得しています。昭和56年に現在地で独立。食器やそれからすし、そばの容器などの伝統的な漆器のほか、それから先生方も御存じでしょうけれども、陶器の漆塗ピアカップ。こちらを製作している職人さんでございます。平成10年度に登録文化財になりました。

以上が登録指定文化財の候補の説明になります。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

坂田委員 今回養福寺が3件ありますけれども、これは集中的に今回調査されたという、そういうことがあるのでしょうか。

ふるさと文化館学芸員 そうですね。ほかにもたくさん登録の案件がございますけれども、このコロナの時期でございまして、調査もなるべく1回で済ませられるように、かつ境内にございますので、密にならないような環境にあるということで、3件、候補を選びました。うち2件につきまして、2番目と3番目のものにつきましては、以前に指定文化財になりましたものの、どうも関連資料であるということを先生方から御指摘を受けていますので、多分答申の段階では指定文化財の一部として、先生方から調書が出るものかと考えております。

坂田委員 分かりました。

教育長 では、今の御説明に関連して、私からも確認させてください。有形文化財として諮問はするけれども、もしかしたら答申は有形文化財ではなくて指定文化財になる可能性もあるということですか。

ふるさと文化館学芸員 登録文化財で諮問させていただきますが、答申の段階では指定文化財の一部になる可能性がある。談林派歴代の句碑という西山宗因関連の碑に含まれるのではないかと考えてございます。

教育長 次に、彫金の田村さんですが、アクセサリーであれば、マイスターという制度がありますよね。無形文化財とマイスターとの違いについて説明をお願いします。

ふるさと文化館学芸員 まず田村さんがおつきになっている先生が人間国宝ということで、文化庁の所管の重要無形文化財になっている職人さんに師事されているということで、美術工芸の方でよいと考えております。

アクセサリーといいましても、婚約指輪ですとか、結婚指輪に彫金の技術で模様を入れていくのですね。すごく小さいところに模様を入れていく技術は、やはり伝統工芸の職人でないと難しいということで、現代的なイメージはありますけれども、技法としては、彫金の技術を使っております。

教育長 では、マイスターとは技法の面で違うということですか。

ふるさと文化館学芸員 そうですね。ここには代表的な販売しているものをお出ししましたけれども、毎年日本伝統工芸展に作品を出品するようなこともされています。こういったちょっと手に取りやすいものをお作りになっていく以外にも、自分彫金の作品もお作りになっているということです。

教育長 分かりました。次に角さんは指定文化財として今回御推薦されたわけですね。

ふるさと文化館学芸員　そうですね。平成10年に登録文化財になりまして、しばらくたっておりましても、そろそろ角さんの技術を保存しておきたいということと、この業種が区内にお1人しかおりませんので、ぜひ映像などにも記録すべきではないかということで。

教育長　お弟子さんがいませんでしたか。

ふるさと文化館学芸員　荒川の匠育成事業で塚本真理恵さんという職人さんを1人育てていらっしゃいます。もう卒業はされました。

教育長　今でも手伝われていますか。

ふるさと文化館学芸員　お店には、今、来ておりませんが、催し物とかがあったとき、お声が掛かったときに、お手伝いされたりとか、技術展のときにも作品を出して下さったりしております。

教育長　分かりました。先生方、よろしいでしょうか。

では、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項「伝統工芸技術短期現場実習支援事業（ステップ1）」について」を議題といたします。漆畑課長、説明をお願いします。

生涯学習課長　令和元年度伝統工芸技術継承者育成支援事業における現場実習受入者1名が決定したので、現場実習者の募集を実施するものでございます。

内容の1番です。伝統工芸技術短期現場実習支援事業（ステップ1）についてです。こちらは伝統工芸技術保持者が伝統工芸技術の修得を希望する者を受け入れ、短期間、最長3カ月間の現場実習を実施して、継承者となることの意味の確認及び素質の検証を行うものでございます。

支援内容といたしましては、保持者の指導料として、1日5,000円、月10万円を上限として支給いたします。

実習生への研修手当としましては、保持者を通して1日3,000円、上限で月6万円を支給するものでございます。

2番。現場実習受入者につきましては、こちらで伝統工芸技術保持者ですが、先ほどの登録無形文化財の候補でございます彫金の田村尚子さんを予定してございます。

3番の現場実習者の募集方法についてです。募集期間は7月15日～9月30日を予定してございまして、周知方法につきましては、区報や、またホームページ、ポスター等の配布によって周知をしていきたいと考えてございます。

4番の支援事業の状況につきましては、弟子入りして修業中の者が、今、5名おりまして、記載の5名がそのリストとなっております。

続きまして、今後の予定といたしましては、本年10月に書類選考を行いまして、11月

には面接を実施し、現場実習者を決定したいと考えておりました、令和3年1月からステップ1の現場実習を実施したいと考えてございます。

参考に、裏面に今回のこの伝統工芸育成支援事業の概要について記載をさせていただいてございます。裏面の説明は大変恐縮でございますが、割愛させていただきたいと存じます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

長島委員 受入れる方から申出があるということですか。そういう仕組みなのですか。それともこの人の下で実習したいというのを受けて実施するのですか。

生涯学習課長 基本的には伝統工芸技術を保持している方々から、そういった申出があって、事務局で整えていくという形です。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 これから募集ですから、何人応募してくるかわからないですね。

生涯学習課長 そうですね。これから募集ですので、何人集まるかはちょっとまだわからない状況です。

教育長 田村さんに当てがあるというわけではないですね。

長島委員 募集を実施だから、募集しますとあって、そこで参加したいという人が出てきてという流れですね。

生涯学習課長 1名が決定したという、そこは表現が確かに分かりずらくて大変恐縮です。職人さん1人に対して、これから募集して1名が入ってくるということです。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 これからホームページ等々で全国的にこういった弟子入りしませんかというのを周知します。

長島委員 これは2人ではなくて、1名を受け入れますということが決まっているというわけですね。

教育長 いい人が応募してくれるといいですね。

それでは、本件についても、以上とさせていただきます。

予定しておりました事項は以上ですけれども、事務局から連絡事項等ありますでしょうか。

教育総務課長 日程等については、記載がございましたように、現時点の修正については行ってございますが、今後の感染の状況などを踏まえて、多少例えば学校の訪問ですとか、そういったところは変わる可能性がありますので、またその都度連絡をさせていただければと思います。

以上でございます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和2年第13回定例会を閉会といたします。

了